

## 令和3年度 大学の世界展開力強化事業 審査結果表

大 学 名	名古屋大学	タイプ	A①
事 業 名	東アジア共通法の深化と世界への発信にむけた法的・政策的プラットフォームを支える人材育成		
海外の相手大学	中国人民大学、清華大学、上海交通大学、成均館大学校、ソウル大学校、シンガポール国立大学		

〔評価コメント〕

本事業計画は、法律分野という各国固有のシステム・言語に基盤をおく分野でありながら、「東アジア共通法の確立」というグローバルな現代的課題を掲げ、アジア法学の分野における名古屋大学の学術的強みを活かして東アジア・東南アジア地域の人材育成ニーズに応えようとしている。

キャンパス・アジア第1モードと第2モードで多くの学生交流を実施してきたこれまでの日中韓の協力実績を踏まえて計画されている。第3モードにおいては、グローバルビジネスの拠点でもあるシンガポール国立大学が参加する経緯が明確に記述されており、事業のレベルを大きく増大させようとする意欲が窺える。

日中韓星の学生によるグループワークやフィールドワークを実施し、また、交流相手大学の言語や社会についても学習を行う等、異文化間理解にも配慮したプログラムの構築を計画していることは評価できる。また、規模の大きな総合大学において、オンラインと対面とを組み合わせた少人数での教育や学生交流を意欲的に展開している。更に、これまでの経験から課題として顕在化していた日本人学生の外国語力の向上のため、留学前準備教育として少人数グループワークの活用が計画されている。

一方で、これまでの日中韓の枠組みを超え、東南アジアに位置するシンガポールを加えた国際的な法学教育を実現する上では、名古屋大学がこれまでアジアを中心とした幅広い国々で行ってきた国際的な法学教育の経験を活かし、改めて日本を含めたキャンパス・アジアプラスとしての「東アジア共通法」と地域的な視野を含んだ新たな法学教育のモデルを提示していくことが期待を込めた課題として浮かび上がる。特に、本事業において、どのようなレベルでの英語以外の言語能力を求め、学習に活かしていくか等について、漢字圏以外の学生の存在を視野に入れたグッドプラクティスの具体的提示が求められる。

最後に、今回選定された貴学においては、将来の我が国と相手国との関係を見据え、質保証を伴う国際教育連携の先導的モデルに中心となって取り組む拠点大学であるということの意義とその責任、期待の重さを認識し、事業内容の実現に向け真摯に取り組まれることを強く要請する。